

保 護 者 殿

沖縄県立南風原高等学校長
(公 印 省 略)

令和6年度 奨学のための給付金の支給に係る手続きについて

生活保護受給世帯及び住民税(道府県民税及び市町村民税)所得割額非課税世帯を対象に授業料以外の教育費負担の軽減を図ることを目的に奨学のための給付金が支給されることとなりました。

当該制度は、返還不要の給付金で、卒業後に返還が必要な奨学金や授業料と相殺される就学支援金とは別制度です。

給付を受けるためには申請が必要ですので、下記「1.給付対象者」に該当する保護者等は、下記のとおり申請をお願いいたします。

記

1. 給 付 対 象 者 : 保護者等(親権者)が沖縄県内に在住しており、
下記(1)～(3)のいずれかに該当する場合
 - (1) 生活保護(生業扶助)受給世帯
 - (2) 保護者等の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が0円の世帯
※ 上記の額を確認する場合、役所等から親権者分の課税証明書を取得下さい。
(別紙「課税証明書の確認方法」参照)
 - (3) 上記(2)に該当しないが、保護者等の失業や離婚等の家計急変による経済的理由から、道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額が0円相当となる世帯
※家計急変による申請は専用書類がありますので、南風原高校事務室へ取りに来てください。
2. 提 出 書 類 : 別紙「リーフレット(表・裏)」記載の必要書類を提出下さい。
: 別紙「奨学のための給付金に係る提出書類確認票」も併せてご参照下さい。
3. 提 出 期 限 : 令和6年7月16日(火)
4. 提 出 先 : 南風原高校 事務室窓口 9時～17時(祝・土・日除く)
5. 留 意 点
 - (1) 正当な理由がなく提出期限までに申請しないときは、給付金を受けられなくなります。
 - (2) 生活保護の受給状況や扶養者の状況は7月1日現在を基準とします。
※ 「1.給付対象者」が(3)の家計急変の場合を除く

〈沖縄県外に在住の方〉

この制度は、保護者等が住所を有する都道府県から給付する制度となっていますので、該当する場合は、お住まいの都道府県教育委員会にお問い合わせください。

本件お問い合わせ先
南風原高等学校 事務室
担当: 新城・久貝
TEL: 098-889-4618

沖縄県高等学校等奨学のための給付金

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯を対象に、平成 26 年度から「沖縄県高等学校等奨学のための給付金制度」が始まっています。

令和6年7月1日において、次の要件を、すべて満たしている方が支給対象となります。(新入生への一部支給は除く)。

- (1) 保護者等(親権者)の令和6年度の道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税、又は生活保護受給世帯
- (2) 保護者等(親権者)が、沖縄県内に在住している
- (3) 生徒が、高等学校等就学支援金または学び直し支援金の支給期間内である。
- (4) 生徒が、平成 26 年度以降に入学して在学中で、休学中ではない。
- (5) 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない。
- (6) 在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を3回(定時制・通信制課程の場合は4回)以上給付されていない(過去に在学した学校における給付回数も含む)

○支給額 (返還の必要はありません) ※国公立高校の場合

世帯状況		給付額(年額)
生活保護受給世帯(生業扶助受給世帯)		32,300 円
非課税世帯	通信制課程以外の課程に在籍する第 1 子	122,100 円
	通信制課程以外の課程に在籍する第 2 子以降 ※ 15 歳以上 23 歳未満の兄弟姉妹がいる場合	143,700 円
	通信制・専攻科課程に在籍	50,500 円

○提出書類 ※消せない筆記用具で書類に記入して下さい。

- ①高校生等奨学給付金受給申請書(様式 1)
- ②令和6年度(所得)課税証明書
- ③生活保護受給証明書(生活保護を受給している場合)(様式 2)
- ④債権者登録申請書(別添様式) ※申請者以外の口座に振り込む際は依頼書が必要
- ⑤振込口座の通帳の写し
- ⑥委任状(給付金の代理受領等を委任する場合のみ)(様式 8)
- ⑦同意書(就学支援金制度等の関係書類を利用することについて同意した場合)



提出書類	生業扶助 受給世帯	非課税世帯	
		対象生徒が 第 1 子	対象生徒が 第 2 子以降
①高校生等奨学給付金受給申請書	○	○	○
②令和6年度(所得)課税証明書		○※1	○※1
③生活保護受給証明書	○※1 ※2		
④扶養誓約書(様式 3)			○
⑤債権者登録申請書	○	○	○
⑥振込先口座の通帳の写し	○	○	○
⑦委任状	○	○	○
⑧同意書	○	○	○

※1 ②③は就学支援金制度等で既に提出済で同書類を利用することについて同意した場合、省略可

※2 ③は証明書の発行日が 7 月 1 日以降であり、受給開始日の記載があること

○問い合わせ先

事務室 担当者 新城・久貝 TEL:098-889-4618

沖縄県高等学校等奨学のための給付金(家計急変)

意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯を対象に、平成 26 年度から「沖縄県高等学校等奨学のための給付金制度」が始まっています。

令和6年7月1日において、次の要件を、すべて満たしている方が支給対象となります。

(7月2日以降の家計急変の場合は申請の翌月(申請が月初めの場合申請の月)の1日)

- (1) 家計急変により保護者等(親権者)の道府県民税及び市町村民税所得割額が非課税世帯相当になっている。
- (2) 保護者等(親権者)が、沖縄県内に在住している
- (3) 生徒が、高等学校等就学支援金または学び直し支援金の支給期間内である。
- (4) 生徒が、平成 26 年度以降に入学して在学中で、休学中ではない。
- (5) 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない。
- (6) 在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を3回(定時制・通信制課程の場合は4回)以上給付されていない(過去に在学した学校における給付回数も含む)

○**支給額**(返還の必要はありません) ※国公立高校の場合

世帯状況		給付額(年額)
家計急変により非課税相当と見込まれる世帯	通信制課程以外の課程に在籍する第1子	122,100 円
	通信制課程以外の課程に在籍する第2子以降 ※ 15 歳以上 23 歳未満の兄弟姉妹がいる場合	143,700 円
	通信制・専攻科課程に在籍	50,500 円

※7月2日以降に家計急変が生じた場合は申請の月の翌月からの月割額になります。

○**提出書類** ※消せない筆記用具で書類に記入して下さい。

- ①高校生等奨学給付金(家計急変)受給申請書(様式 1)
- ②令和6年度(所得)課税証明書
- ③扶養誓約書(様式3)(15 歳以上 23 歳未満(中学生を除く)の扶養されている兄弟姉妹がいる場合)
- ④債権者登録申請書(別添様式) ※申請者以外の口座に振り込む際は依頼書が必要
- ⑤振込口座の通帳の写し
- ⑥保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類
離職票・雇用保険受給資格者証等 破産宣告通知書・廃業等届出書のいずれか
死別・離婚の場合は、戸籍謄本等の離婚等の事実が確認できる書類
- ⑦家計急変前・家計急変後の収入を証明する書類
(全項目が記載されている)所得・課税証明書の写し(家計急変前)
会社作成の給与明細、直近の給与明細書(家計急変後)
税理士又は公認会計士等が作成した所得証明書類(家計急変後)
- ⑧保護者等の扶養親族の人数・年齢を確認する書類
扶養親族分の健康保険証の写、扶養親族分の健康保険証の写、扶養親族の記載がある所得課税証明書等
※災害等に起因しない離職(定年退職など)は、家計急変の対象になりません。
※生活保護の生業扶助の受給者は家計急変の対象になりません。
※状況に応じて追加書類の提出をお願いすることがあります。

○**問い合わせ先**

事務室 担当者 新城・久貝 TEL:098-889-4618

※お住まいの市町村役場から親権者（父・母等）分の課税証明書を取得下さい。

市民税県民税所得・課税証明書

(單位：円)

E

奨学のための給付金に係る提出書類等確認票

※学校へ提出する前に提出書類の確認をお願いいたします。

【受給要件】

- ☐ 平成26年度以降に入学した生徒が、令和6年7月1日現在在学し、休学中ではない
(家計急変世帯の場合は、申請の月の翌月の1日現在)
- ☐ 保護者等の居住地が沖縄県内である
- ☐ 在学中に、これまで「高校生等奨学給付金」を3回(定時制・通信制課程の場合は4回)以上
給付されていない(過去に在学した学校における給付回数も含む)
- ☐ 児童福祉法による見学旅行費又は特別育成費が措置されていない
- ☐ 保護者等全員の道府県民税及び市町村民税所得割が非課税、又は生活保護受給世帯

【提出書類】

☐ 共通

- ☐ 高校生等奨学のための給付金受給申請書
- ☐ 債権者登録申請書
- ☐ 振込口座の通帳の写し
(銀行名、支店名、フリガナ及び口座番号がわかるもの)
- ☐ 委任状(様式8)
- ☐ 同意書

☐ 生活保護受給世帯

- ☐ 生活保護法の規定による生業扶助(高等学校等就学費)受給証明書(様式2)
(生活保護証明書で生業扶助を受けているか確認できる場合は、生活保護受給証明書でも可)
※証明書の発行日が7月1日以降であり、受給開始日の記載があること

☐ 非課税世帯

- ☐ 世帯の課税状況を確認できる書類(令和6年度課税証明書等)

☐ 家計急変世帯

- ☐ 保護者等の家計急変の発生事由を証明する書類
離職票、雇用保険受給資格者証等 破産宣告通知書・廃業等届出書のいずれか
死別・離婚の場合は、戸籍謄本等の離婚等の事実が確認できる書類
- ☐ 家計急変前・家計急変後の収入を証明する書類
(全項目が記載されている)所得・課税証明書の写し(家計急変前)
会社作成の給与明細、直近の給与明細書(家計急変後)
税理士又は公認会計士等が作成した所得証明書類(家計急変後)

* 該当者のみ

- ☐ 15歳(中学生を除く)以上23歳未満の扶養者(生徒以外)がいる場合は、
扶養者確認のため、扶養誓約書(様式3)を提出